

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員への理解促進のため、11月6日～30日に教職員理解度チェックを実施し、その理解度を確認した。日常的に関係資料が閲覧できることを再周知した。	全教職員向けのいじめ理解度チェックの実施及び関係資料の周知を継続する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめの疑いがある事例に関する臨時開催を含め、令和5年度はいじめ対策委員会を4月、5月、6月、7月、10月、12月、2月の計7回開催した。定期的に情報共有を行うとともに、年度当初に計画していた審議事項をすべて取り上げることができた。	いじめ防止プログラムに沿って定期的（2ヶ月に一度）に開催するとともに、事案が発生したら速やかに臨時に開催している。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月20日に「いのちの教育 いじめを考える “子供達が素敵なおとなになるために”」と題していじめ問題に関する正しい理解といじめ防止等の啓発を目的として教職員向けの研修を企画し実施した。欠席者にはオンデマンド配信を行った。	引き続き全教職員を対象に定期的に実施する。令和6年度は機構本部のいじめ研修用動画を活用し、理解を確かめるため視聴後にアンケートを実施した。	令和6年6月実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）にいじめ対策委員会に関する資料を掲載し、いじめ関係の通知を行う際にその都度資料の確認を促した。11月6日～30日に実施した教職員理解度チェックで設問を設け、委員会の職務内容の再確認と理解を促した。	関係資料の定期的な周知及び全教職員向けのいじめ理解度チェックでの意識づけを継続する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）にいじめ防止プログラムに関する資料を掲載し周知するとともに、学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させるため、いじめ関係の通知を行う機会を利用して6月、11月、12月、1月に周知を行った。	関係資料の定期的な周知とともに、年度初めの教員会議で教職員に周知した。	令和6年4月実施済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	11月6日～30日に実施した教職員理解度チェックでは、設問を設けて速やかな情報共有の重要性について再認識を促すとともに、全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）への関係資料の掲載及び資料の一読について周知した。	全教職員向けのいじめ理解度チェックの実施及び関係資料の周知を継続し、情報共有の重要性を意識づける。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に、重大事態の定義及びいじめ対策委員会は事態発生時の調査組織であることを定めている。いじめ防止等基本計画は全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）に掲載していることを6月、11月、12月、1月に周知した。11月6日～30日に実施した教職員理解度チェックで設問を設け、重大事態の定義について再認識を促した。	関係資料の周知及び全教職員向けのいじめ理解度チェックの実施を継続し、重大事態に関する認識を促す。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	関係教職員はいじめ対策委員会等各種委員会に陪席する。全教員へは教員会議で情報共有する体制となっている。教員間の情報共有は習慣化している。	委員会での共有のほか、教員への情報共有を常習化する。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度末に各部署にて事前に点検したうえで委員会にてプログラム等の内容を審議し、指摘事項を改善して令和6年度プログラムを策定した。	各部署にて事前に点検したうえで委員会にてプログラム等の内容を審議するスケジュールを令和6年度学校いじめ防止プログラムから組み込んだ。必要に応じて基本計画等の再整備を行う。	令和6年2月実施済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	設問の見直しを行ったうえでアンケートを年4回（4月、7月、9月、1月）実施した。実施後はその結果をいじめ対策委員会と担任情報共有会で随時情報共有している。	設問の見直しを行ったうえでアンケートを年4回実施する。継続していじめ対策委員会と担任情報共有会で情報共有を行う。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	SCはいじめ対策委員会の構成員の一人で、その役割は本校HPで明確にしている。SCが得た情報は、学級担任・学生相談室・事務担当等関係各署に情報共有する体制を敷いている。	引き続きスクールカウンセラーと教職員間で情報共有を行う。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「優しい心が一番大切だよ」と題して5月30日に学生向けの研修を企画しDVD配信にて実施した。専攻科生を含めた全学年に周知した。研修後には感想文を回収した。	引き続き専攻科生を含めた全学年を対象に定期的に実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	7月及び1月実施のいじめに関するアンケートでいじめの定義を確認する設問を設けた。いじめ防止週間を1月9日～12日に設定し、その期間中に自身の行動の振り返りを促した。	アンケートでいじめの定義を確認する設問を設けるとともに、いじめ防止週間を設定して自身の振り返りを促す。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	1月20日に開催した学生会リーダー研修において、いじめをいつでも相談できる体制づくりについて意見交換を行った。	引き続き定期的実施する。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校HP、学校だより等で本校いじめ基本防止計画やいじめ防止の取組状況等の内容を周知した。	引き続き定期的に周知する。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害・加害の双方の保護者に対して、いじめ防止等基本計画及び早期発見・事案対処マニュアルで対応方針を伝えることを定めている。	引き続き対応方針を周知する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	1月23日に開催した運営諮問会議で全学的ないじめ防止の取り組みを説明し理解を得た。	引き続き定期的実施し、連携・教育体制を維持する。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察・弁護士等と情報共有し、連携して対応がとれる体制ができています。	引き続き連携体制を維持する。	-